

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
(當日起之の翌日)

鳥取県土地利用基本計画

前文

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、鳥取県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第九条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び鳥取県計画）を基本として策定したものである。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たつての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画としての総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

一 土地利用の基本方向

(一) 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、経済的、社会的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境を確保し、長期にわたつて安定した均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

県土の利用を計画するに当たつては、引き続き人口が増加し、都市

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十五年八月十二日

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十五年八月一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
関係書類は、鳥取県企画部土地対策課及び市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

化が進展し、経済的・社会的諸活動の拡大が見込まれることが予想される中で、本県の位置づけと特徴を考慮しつつ、適切に対処しなければならない。

しかしながら、おおむね三、五〇〇平方キロの限られた県土において、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要には対応しきれない状況にあるので、限られた土地資源を前提とした需要の調整が重要な課題である。

この場合、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水、海岸保全等に配慮するとともに、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要については、有効利用の促進により極力その節減を図り、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、利用の転換に限界があることなどにかんがみて計画的、かつ、慎重に行う必要がある。

(二) 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、資源の有限性を踏まえつつ都市部においては人口、産業の適正配置と都市環境の整備を一層推進し、農山村部においては、農林業を中心とした産業の育成を図るなど自然との調和ある各種地域整備施策を推進することによって、それぞれの地域の特色ある土地利用が図られるよう適切に対処しなければならない。

また、各地域とも優れた自然の風景地においては、その保護及び適正な利用を図り、良好な自然環境を形成している地域においては、その積極的な保全を図らなければならない。地域の区分は、自然的、経

済的、社会的諸条件を勘案して、東部地域、中部地域及び西部地域の三区分とする。

ア 東部地域

平地部については、流通港湾等交通体系及び都市施設の整備による活気ある都市の形成を図るとともに、優良農用地の確保に努めるものとする。

山間部については、農用地（畑及び放牧地）の造成を積極的に進めるとともに、木材生産等の経済的機能及び国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を有する森林の確保と整備を図るものとする。

イ 中部地域

平地部については、都市施設等の整備による魅力的な都市の形成を図るとともに優良農用地の確保に努めるものとする。

中山間部については、優良農用地の確保に努めるとともに、農地造成等農業生産基盤の整備を計画的に推進するものとする。

山間部については、木材生産等の経済的機能及び国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を有する森林の確保と整備を図るものとする。

ウ 西部地域

平地部については、高速道路等交通体系及び都市施設の整備による活気ある都市の形成を図るとともに、干拓事業等優良農用地の造成と確保に努めるものとする。

中山間部については、優良農用地の確保に努めるとともに、農地造成等農業生産基盤の整備を計画的に推進するものとする。

山間部については、木材生産等の経済的機能及び国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能を有する森林の確保と整備を図るものとする。

(二) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従つて適正に行われなければならない。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第七条第一項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第八条第一項第一号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

(ア) 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、公園緑地等の公共空地の整備及び上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な都市環境を維持するために不可欠なものについては、

積極的に保護、育成を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第七条第一項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備することとする。

(イ) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されねばならないことにかんがみ、土地改良、農用地造成等農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

のとする。

(1) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となつた農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努力するものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能をもつとともに、国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることとかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に發揮されるようその整備を図るものとする。

(ア) 保安林（森林法第二十五条第一項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能

の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施設方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障を來さないよう十分配慮するものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

(ア) 特別保護地区（自然公園法第十八条第一項による特別保護地区をいう。）については、その景観を維持するべきものであることにかんがみ、厳正な保護を図るものとする。

(イ) 特別地域（自然公園法第十七条第一項又は第四十二条第一項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を行るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行いうための開発行為は極力避けるものとする。

(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行いうための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

(ア) 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第十四条による原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、自然の推移にめだねるものとする。

(イ) 特別地区（自然環境保全法第二十五条第一項又は第四十六条第一項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(ウ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

二 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、(一)(二)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿つた適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(一) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

イ 農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

イ 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(二) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

イ 保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

イ 原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

イ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(三) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合

イ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図つていくものとする。

イ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する

- (六) ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
ア 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
イ 自然環境としての保全を優先するものとする。
- (七) ウ 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合
ア 自然環境としての保全を優先するものとする。
- (八) イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
ア 両地域が両立するよう調整を図つていくものとする。
- (九) イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
ア 両地域が両立するよう調整を図つしていくものとする。
- (十) ウ 農業地域と森林地域とが重複する地域
ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
イ 保安林としての利用を優先するものとする。
- (十一) ウ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
ア 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
イ 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- (十二) ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
ア 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。
- (十三) ウ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
ア 農業地域と特別地域とが重複する地域
イ 農業地域としての保護及び利用を優先するものとする。

| 計画名 | 事業目的 | 規模 | 位置 | 計画主体 | 事業主体 |
|----------------------------|----------------------------|---|-------|-------------------------------|------|
| 東郷湖・羽合 臨海公園整備 (東伯地区) | 東郷湖・羽合 臨海公園整備 (東伯地区) | 地方生活圏等数 市町村にまたがる地域住民の広域レクリエーション需要を充 足するため | 五四〇ha | 羽合町 上浅津～長瀬 東郷町 引地～野花 | |
| ダム三七〇ha所 | 畠地かんがい及 び水田用水補給するため | ダム三七〇ha所 | | | |
| 境港市 御崎町 佐斐神町 ほか津 | 東赤大栄町 東伯町 倉山西高坂川尾 | | | | |
| 防衛府 | 水農省林 | 県 | 同上 | | |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |

三 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
次に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

- (十一) ウ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
ア 農業地域と特別地区とが重複する地域
イ 自然環境としての保全を優先するものとする。
- (十二) ウ 農業地域と森林地域とが重複する地域
ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
イ 保安林としての利用を優先するものとする。
- (十三) ウ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
ア 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
イ 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。

| | | |
|----------------------------------|------------------------|---------------------|
| 辺地タ 米子空 港整備 事業及び 周敷航 | 事業 (境港地区) 住宅団地造成 | 新集団移転に伴う 新住宅団地造成 |
| その周辺の 整備及び ミナル及 び | ターミナル及 び | 新集団移転に伴う 新住宅団地造成 |
| 三〇 ha | 三三 ha | 三三 ha |
| 境港市 佐斐神町 | 新小篠津町 | 境港市 新小篠津町 |
| 防運 市衛輸 厅省 | 県 | 県 |
| 同上 | 同上 | 同上 |

四 土地利用基本計画図
土地利用基本計画図は、別紙図面のとおりとする。
(別紙図面は、省略)